

いわゆる「幼稚園と保育所の一元化」について

文部科学省

1 基本的な考え方

幼保の問題の背景として、幼稚園と保育所は、
「子どもに集団生活の中で充実した教育を受けさせたい」
「長時間子どもを預かってほしい」というそれぞれのニーズに应运えてきた。
さらに、両方を同時に満たして欲しいというニーズも高まっており、どのようにこれに対応するかが課題。

幼稚園と保育所の連携による一体的運営など、地方の実情に応じ、幼・保の特性を生かしつつ多様な教育・保育サービスを提供できる柔軟な取組を推進することが必要。

2 幼稚園と保育所の一体的運営の促進

文部科学省では、厚生労働省と協力し、幼稚園と保育所の連携のため次のような措置を講じてきた。

施設の共用化指針の策定

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づき、全国171施設（平成14年5月1日現在）で合築などの共用化を実施

幼稚園教諭と保育士の資格の併有の促進

国立大学の保育士養成課程の拡充（H11年度0校 14年度9校）保育士養成課程の弾力化で両資格を同時に取得できる養成課程を充実。

教育・保育内容の整合性の確保

幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂に双方の関係者が参加することなどを通じて、内容の一層の整合性を確保

幼稚園と保育所の連携事例集の作成

地域における幼保連携の取組に資する参考資料として、幼稚園と保育所の連携作成事例集を作成し、インターネット上で公開

構造改革特区における合同活動

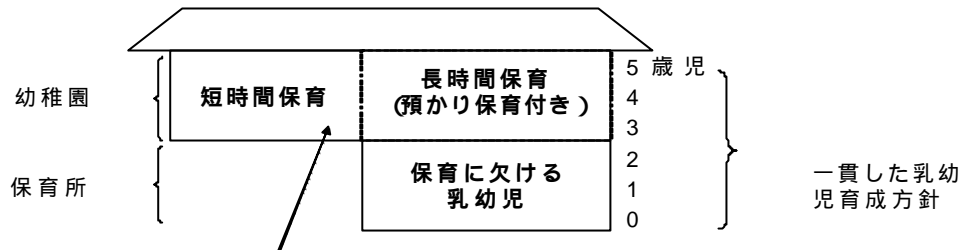
構造改革特区において、幼稚園児と保育所児が合同の教育・保育を受けられるようにするための特例を措置

3 地方における連携の取組の例

地方においては、幼稚園と保育所の一体化施設や、隣接する幼稚園と保育所の合同活動の実施など、一体的運営が行われている。

<年齢区分型>

- ・0～2歳児が保育所、3～5歳児が幼稚園+預かり保育
- ・保育料は、所得と保育時間(短時間または長時間が選択可能)に応じて設定。

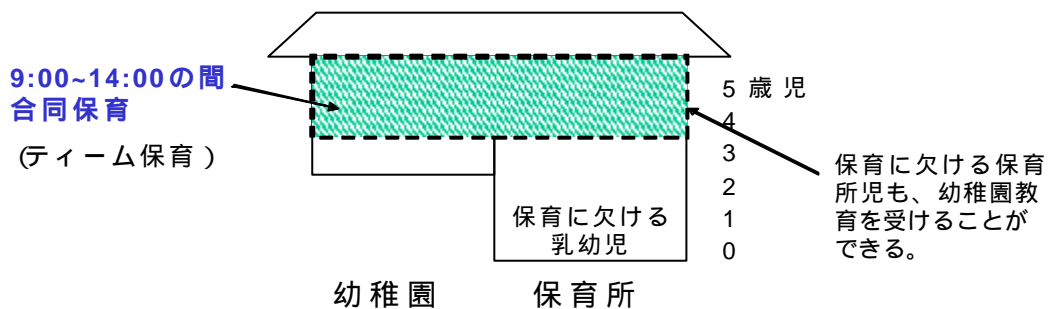


同一年齢の子どもについて、幼稚園児と保育所児の区別をすることなく保育できる。

(例) 東京都千代田区(いずみこども園)など

<合同活動型>

- ・保育所児が幼稚園児の教育課程時間に同じ教育を受ける。
- (教諭と保育士によるチーム保育により、交流保育を恒常的に実施)



保育に欠ける保育所児も、幼稚園教育を受けることができる。

(例) 東京都台東区(石浜幼稚園、橋場保育所)など

4 今後の対応

文部科学省としては、地方における取組を推進するため、厚生労働省と連携しつつ、

幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進

保育士資格取得者が幼稚園教諭免許を取得しやすくする方策を平成15年度中に検討し、結論を得る。

幼稚園と保育所の一体的運営の促進

特区の実践や各地域における連携の実態も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となるような方策を検討する。

幼稚園と保育所の比較一覧

事 項	幼 稚 園	保 育 所
根 拠 法 令	学校教育法第 1 条	児童福祉法第 7 条
目 的	「幼児を保育し，適当な環境を与えて，その心身の発達を助長すること」 (学教法第77条)	「日々保護者の委託を受けて，保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」 (児福祉法第39条)
機 能 ・ 役 割	幼稚園は，満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校である。	保育所は，保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設である。ただし，3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われている。
入 園 ・ 入 所 の 手 続 き	就園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による。	保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し，市町村に申し込む。
教 育 ・ 保 育 内 容	幼 稚 園 教 育 要 領 (平成10年12月 文部省告示)	保 育 所 保 育 指 針 (平成11年10月 児童家庭局長通知)
1 日 の 教 育 ・ 保 育 時 間	4 時 間 を 標 準 と し て 各 園 で 定 め る。 (39週以上)	8 時 間 を 原 則 と し ， 保 育 所 長 が 定 め る。 (約300日)
長 期 休 業 日	夏休み，春休み等の長期休業日がある。	長期休業日はない。
保 護 者 の 負 担	設置者の定める入園料，保育料等を納める。(家庭の所得に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている。)	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定された保育料を納める。
運 営 費	設置者が負担する。(ただし，私立幼稚園に対しては，経常費助成が行われている。)	運営に要する経費のうち，保護者からの徴収金を除く額の1/2を国が，1/4を都道府県が，残り1/4を市町村が負担する。
教 諭 ・ 保 育 士 の 資 格	幼稚園教諭普通免許状 専修(大学院(修士)修了) 1種(大学卒) 2種(短大卒など)	保育士資格証明書
施 設 数	1 4 , 2 7 9 園	2 2 , 2 7 2 施設
入 園 ・ 入 所 者 数	1 , 7 6 9 , 0 9 6 人 (平成14年5月現在)	1 , 8 7 9 , 3 4 9 人 (平成14年4月現在)
平 成 1 4 年 度 予 算 額	5 0 4 億円	4 , 7 8 0 億円 (特別会計等含む)

幼稚園教諭と保育所保育士の比較

	幼稚園教諭	保育所保育士
資格	幼稚園教諭普通免許状	保育士登録証への登録
根拠法令	教育職員免許法	児童福祉法 ¹
要件	<p>基礎資格（学位等）を有し、免許法に定める単位を修得</p> <p>専修免許状 修士（大学院修了程度） 一種免許状 学士（大学卒程度） 二種免許状 準学士（短大卒程度）</p> <p>または</p> <p>都道府県教育委員会が行う教育職員検定合格</p>	<p>指定保育士養成施設の卒業</p> <p>または</p> <p>保育士試験合格</p>
履修科目	<p>（二種免許状の場合）</p> <p><u>教科に関する科目（4単位）</u></p> <p>・国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育のうち一以上</p> <p><u>教職に関する科目（27単位）</u></p> <p>・教職の意義等に関する科目 ・教育の基礎理論に関する科目 ・教育課程及び指導法に関する科目 ・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 ・総合演習 ・教育実習</p> <p><u>その他科目（8単位）</u></p> <p>・日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作</p>	<p><u>教養科目（8単位）</u></p> <p>・外国語、体育、社会学、文学、哲学等の基礎教養科目</p> <p><u>専門科目（60単位）</u></p> <p>・児童福祉 ・社会福祉 ・小児保健 ・小児栄養 ・乳児保育 ・養護内容 等</p>
資格試験科目	試験はなし	<p>保育士資格試験による取得が可能（受験資格規定有り）</p> <p><u>試験科目（8科目）</u></p> <p>・社会福祉 ・児童福祉 ・発達心理学及び精神保健 ・小児保健 ・小児栄養 ・保育原理 ・教育原理及び養護原理 ・保育実習</p>
職 場	幼稚園	保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・児童自立支援施設・障害児施設

1 平成13年11月の児童福祉法一部改正により、平成15年11月29日から施行（それまでは児童福祉法施行令に規定）

就学前教育・保育の実施状況（平成13年度）

区分	幼稚園	保育所	その他	該当年齢人口
3歳児	38万人 (約32%)	41万人 (約34%)	40万人 (約34%)	119万人 (100%)
4歳児	66万人 (約55%)	44万人 (約37%)	10万人 (約8%)	120万人 (100%)
5歳児	71万人 (約60%)	43万人 (約36%)	4万人 (約3%)	118万人 (100%)
合計	175万人 (約49%)	128万人 (約36%)	54万人 (約15%)	357万人 (100%)

（ ）は該当年齢人口に対する割合

0～2歳児は除く。

- ・幼稚園については、「学校基本調査報告書」による。
- ・保育所については、「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省）による年齢別児童数を学年齢別に換算。
- ・該当年齢人口については、小学校第1学年児童数（学校基本調査による）と出生数（「年次別出生数」（厚生労働省）による）から推計。

幼稚園と保育所の連携について

これまでの取組

平成9年度から幼稚園と保育所の在り方に関する検討会において協議し、以下の取組を行ってきた。

施設の共用化指針の策定

平成10年3月「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を策定し、施設・設備の相互利用、園具・教具の相互使用、教員・保育士の合同研修等について指針を示した。

教育内容・保育内容の整合性の確保

幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂に双方の関係者が参加することなどを通じて、内容の一層の整合性の確保を図っている。

幼稚園教諭と保育士の合同研修及び資格の併有の推進

文部科学省の「幼稚園教育課程説明会」に保育所関係者が参加するとともに、厚生労働省の「地域子育て支援センター担当者研修会」に幼稚園関係者が参加するなど、合同研修を実施。また、資格の併有の推進のため、13年度には、保育士の要取得単位数の弾力化が行われたところ。

幼稚園と保育所の連携事例集の作成

文部科学省と厚生労働省の共同で、今後の取組に資する参考資料として提供するため、幼稚園と保育所の連携事例集を作成し、ホームページ上で公開している。

<http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html>

今後の方向性

「規制改革の推進に関する第2次答申」で提案された幼稚園教諭と保育士資格の相互取得の促進については、保育士資格取得者が幼稚園教諭免許を取得しやすくすることについて検討し、平成15年度中に結論を得ることとしている。

特区において、幼稚園設置基準の特例を設けて、幼稚園の学級定員の範囲内で、保育所等の幼児を受け入れて合同の教育・保育活動を実施し、教育効果を高めるとともに、教職員の弾力的な配置を実現。

平成15年度予算において、下記の事項を計上。

就学前教育と小学校の連携の在り方の調査研究の実施

- ・幼稚園と保育所の保育内容の整合性の確保を図る。
- ・幼稚園、保育所、小学校の幼児児童の合同活動
- ・幼稚園教員と保育所保育士の合同研修

などを実施し、小学校との連携を踏まえた幼稚園・保育所の在り方を調査研究する。

幼保連携を含めた教員の資質向上

幼保連携の中核となる中堅教員に対する10年目研修を適切に実施

幼稚園と保育所の連携

幼稚園・保育所の施設の共用化

(平成14年5月現在)

	公立	私立	計
合 築	47(42)	12(11)	59(53)
併 設	21(17)	8(5)	29(22)
同一敷地内	37(39)	46(41)	83(80)
計	105(98)	66(57)	171(155)

(注1)()内は、13年5月現在。

(注2)(1)合築施設

合築施設とは、幼稚園と保育所が一つの建物にあり、廊下、便所などの施設を両者が共有している施設をいう。

(2)併設施設

併設施設とは、幼稚園と保育所が一つの建物の中にあるが、玄関が別々であったり、壁などによって仕切られている場合など両者が共有している部分がない施設をいう。

(3)同一敷地内にある施設

同一敷地内にある施設とは、幼稚園と保育所は建物は別々であるが、一続きの敷地内にそれらがあり、運動場などの敷地が柵、塀などによって完全に仕切られていず、相互に利用できる施設をいう。

幼稚園教員と保育士の養成

幼稚園就職者数	うち保育士養成所 保育士資格取得者	保有率(%)
9,329	6,723	72.1

注1)「幼稚園就職者数」は、平成13年3月に大学等を卒業した者で、同年6月1日までに教員に採用(雇用)された者の数。

注2)「保育士養成所保育士資格取得者」は、平成13年3月に保育士養成所を卒業した保育士資格取得者のうち、幼稚園に就職した者の数。

保育士養成所 保育士資格取得者数	うち幼稚園免許取得者数	併有率(%)
32,003	27,087	84.6

注1)「保育士養成所保育士資格取得者」は、平成13年3月に保育士養成所を卒業した保育士資格取得者の数。

構造改革特区における幼稚園関連事項

(地方自治体からの第 1 次提案に基づき実施)

1 幼稚園就園年齢の特例

(現状)

幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。(学校教育法第 8 0 条)

(特例)

特区において、幼児が満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園できるよう特例を設ける。

<現状>

4月 7月 10月 1月 4月 7月 10月 1月 4月 7月 10月 1月 4月 7月 10月 1月 4月 7月

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

満 3 歳の誕生日から入園できる。

<特例>

4月 7月 10月 1月 4月 7月 10月 1月 4月 7月 10月 1月 4月 7月

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

- - - - - 1歳 - - - - - 2歳 - - - - - 3歳 - - - - -

満 3 歳に達する年度の当初から入園できる。

2 幼稚園設置基準の特例

幼稚園の学級定員の範囲内で、保育所等の幼児を受け入れて合同の教育・保育活動を実施し、教育効果を高めるとともに、教職員の弾力的な配置を実現する。

(幼稚園設置基準第 5 条第 1 項の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする。)